

株式会社Y・K・T馬場企画定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社Y・K・T馬場企画と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 企業経営に関するコンサルティング業務
2. 事業戦略の立案及び実行支援
3. 人材育成及び組織開発に関するコンサルティング
4. マーケティング及び市場調査業務
5. 国際投資・開発に関するコンサルティング業務
6. 開発途上国におけるインフラ整備、経済開発、環境保全に関する調査、企画、及び支援業務
7. 国際協力事業（ODA、NGO、国際機関等）の企画、立案、及び実行支援
8. 国際開発関連の市場調査、データ分析、及び報告書作成
9. 国際開発に関する人材育成及び研修プログラムの企画・運営
10. 住宅設備機器（キッチン、浴室、トイレ、洗面化粧台、空調機器等）の販売及び設置工事
11. 給排水設備、電気設備、ガス設備に関する販売及び施工
12. 住宅リフォーム及びリノベーションに関する企画、設計、施工
13. 住宅設備機器の保守、メンテナンス及びアフターサービス
14. 住宅設備機器及び関連資材の輸出入業務
15. 住宅関連のコンサルティング業務
16. 農産物の生産、加工及び販売
17. 農業に関する技術開発及びコンサルティング
18. 農産物の輸出入業務に係るコンサルティング
19. 農業機械の販売、リース及びメンテナンス
20. 農産物の直売所及び農業体験施設の運営
21. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を熊本県玉名郡長洲町に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株式の譲渡制限等)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主への株式割当)

第 8 条 会社法第199条第1項の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項を取締役の決定によって定めることができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録)

第 9 条 当社の株式取得者は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社に対し、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、法務省令で定める場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

3 前2項の請求は、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これを提出しなければならない。

4 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、その事由を証する書面をも提出しなければならない。

(質権の登録)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録の抹消についても、同様とする。

(基準日)

- 第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか必要があるときは、取締役の決定により、2週間前までに公告して基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

- 第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。また、届出事項に変更が生じたときも同様とする。
- 2 当社の株主が当社に提出する書面には、前項の印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

- 第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて招集する。

(招集権者)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
- 2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

- 第15条 株主総会は、書面あるいは電磁的方法により議決権を行使できる場合を除き、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

- 第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、取締役の決定により他の取締役がこれに代わる。取締役全員に事故あるときは、当該株主総会で定めた者がこれに代わる。

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(書面等による決議)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理人を選任することはできない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議事録作成の職務を行った取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役の員数は、3名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第24条 当社の取締役が2名以上ある場合は、株主総会の決議により代表取締役1名を定めるものとする。

- 2 代表取締役を社長とし、取締役1名のときは、その取締役を社長とする。
- 3 社長は、当社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- 2 剰余金の配当がその支払提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立時の本店所在場所)

第28条 当社の設立時における本店所在場所は、熊本県玉名郡長洲町大字清源寺2514番地3とする。

(設立に際して出資される財産の価額等)

第29条 当社の設立に際して出資される財産の価額、発行する株式の総数及びその発行価額は、次のとおりである。

出資される財産の価額	金500万円
発行する株式の総数	500株
発行価額(1株につき)	金1万円

(資本金の額)

第30条 当社の設立時の資本金の額は、金500万円とする。

(発起人の氏名及び住所等)

第31条 発起人の氏名又は名称及び住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

東京都国立市谷保6206番地の1コートポワール国立703

発起人 馬場勇一

割当てを受ける株式数 500株

払い込む金銭の額 金500万円

(最初の事業年度)

第32条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和8年8月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第33条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 馬場 勇一

東京都国立市谷保6206番地の1コートポワール国立703

設立時代表取締役 馬場 勇一

(法令の準拠)

第34条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社Y・K・T馬場企画を設立するため、発起人馬場勇一の定款作成代理人司法書士法人くぬぎ事務所社員甲斐田誠義は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和8年1月26日

発起人 馬場 勇一

上記発起人の定款作成代理人

福岡県大牟田市上官町四丁目144番地

司法書士法人くぬぎ事務所

社員 甲斐田 誠義